

九州大学理学部附属天草臨海実験所学生宿舎利用規程

平成16年度九大規程第24号  
 制定：平成16年 4月 1日  
 最終改正：令和 元年 9月30日  
 (令和元年度九大規程第83号)

(趣旨)

第1条 この規程は、理学部附属天草臨海実験所学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 学生宿舎を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）の学生及び職員で、理学部附属天草臨海実験所（以下「臨海実験所」という。）において実習、研究又は研修を行う者
- (2) 理学部長が特に認めた者

(利用の手続)

第3条 学生宿舎を利用しようとする者は、原則として利用しようとする日の7日前までに、別記様式1による利用申込書を理学部長に提出し、許可を受けなければならない。

2 理学部長は、学生宿舎の利用を許可したときは、別記様式2による利用許可書を交付するものとする。

(利用の許可の取消し)

第4条 理学部長は、利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、この規程に違反したとき、若しくは利用申込書に虚偽の記載をしていることが判明したとき、又は特別の必要が生じたときは、利用の許可を取り消すことがある。

2 前項の利用の許可の取消しによって生じる損害については、本学はその責めを負わないものとする。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、理学部長が定める学生宿舎利用心得を厳守しなければならない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、その責に帰すべき事由により施設、設備等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第7条 臨海実験所の使用料は、次の表に定める施設、設備等の使用料及び附帯使用料（以下「使用料等」という。）の額とする。ただし、第2条第1号に定める利用者にあつては、附帯使用料のみの額とする。

区 分		料 金
施設、設備等の使用料		1人1泊につき 160円 (冷暖房期間中は、1人1泊につき60円を加算) (冷房期(7/1~9/30) 暖房期(11/15~3/31))
附帯使用料	基本料	1人1泊につき 240円
	リネン交換料	1人交換1回(3泊毎)につき ①暖房期以外 610円 ②暖房期(11/15~3/31) 260円
	ホーフ、毛布(②)の期間のみ	1人連続する1利用期間につき ①暖房期以外 350円

		②暖房期(11/15～3/31)	1, 150円
--	--	------------------	---------

- 2 利用者は、使用料等について、財務部経理課へ納付しなければならない。
- 3 使用料等は原則として前納とするが、理学部長が特に認めた場合は、利用期間末日までに支払うことができるものとする。
- 4 既納の施設、設備等の使用料は、原則として還付しないものとする。  
(事務)

第8条 学生宿舎の利用に関する事務は、理学部等事務部において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第138号)

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第84号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第72号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第145号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第80号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第2号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第83号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式1

利 用 申 込 書

年 月 日

九州大学理学部長 殿

申込者

下記により学生宿舎を利用したいので許可願います。

記

利用者代表	氏 名	男・女 年齢
	所属大学、学部、 学年等	
	住 所	
利用希望期間	自 年 月 日 至 年 月 日	泊
利用人員	男 女	計
目 的		

別記様式2

利 用 許 可 書

年 月 日

殿

九州大学理学部長

印

年 月 日付けで申込みがあった理学部附属天草臨海実験所学生宿舎の利用について、  
申込みのとおり許可する。